

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する報告書

令和3年12月

茨城県自主税財源充実研究会

目次

I	はじめに	
1	森林湖沼環境税の導入の経緯	2
2	課税期間の更新	3
3	税を活用した県の取り組み	3
4	今後の方向性	4
II	税制、税収の状況	
1	税制	5
(1)	課税方式	5
(2)	納税義務者	5
(3)	税率	5
(4)	課税期間	5
2	税収	6
3	税収の使途等	6
III	森林の保全・整備	
1	森林湖沼環境税を活用した事業の実績及び成果	7
2	事業実施後の課題	8
3	課題解決に向けた取組	10
(1)	施策の方向性	10
(2)	今後の重点的かつ緊急に取り組む施策（事業）	10
	＜森林湖沼環境税（県税）と森林環境譲与税の活用について＞	11
IV	湖沼・河川の水質保全	
1	森林湖沼環境税を活用した事業の実績及び成果	13
2	事業実施後の課題	15
(1)	取組みを強化すべき課題	15
(2)	継続的な課題	15
3	課題解決に向けた取組	16
(1)	施策の方向性	16
(2)	今後の重点的かつ緊急に取り組む施策（事業）	17
V	森林湖沼環境税の今後のあり方（今後の税制）	
1	基本的な考え方	18
2	税制	19
(1)	課税方式	19
(2)	納税義務者	19
(3)	税率	19
(4)	課税期間	20
3	税収の使途等	20
4	特記事項	20
VI	おわりに	21

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する報告書

I はじめに

1 森林湖沼環境税の導入の経緯

- 茨城県は、県北地域を中心に分布する森林や、県南・鹿行地域から県央・県西地域にかけて約 118 万人分の水道用水、約 29,000ha の農地に対する農業用水、232 事業所に対する工業用水を供給する霞ヶ浦をはじめとした湖沼・河川など、多様で豊かな自然環境に恵まれている。

それらの森林や湖沼・河川は、二酸化炭素の吸収などの地球温暖化防止機能をはじめ、雨水を蓄えきれいな水を育む水源かん養や、余暇活動の場としての保健休養など様々な公益的機能を有している。

しかしながら、林業採算性の悪化等により、森林所有者の林業経営への意欲が減退し、管理が不十分な森林の増加により、その荒廃が進み、水源かん養や土砂流出防止など公益的機能の低下が危惧されていた。

また、霞ヶ浦等へ流入する汚濁負荷量は、水質浄化のための取組みにより削減が進んできたものの、湖内の水質は横ばいで推移しており、大幅な改善には至っておらず、窒素やりんを栄養源とする藻類の増殖（アオコの発生）による悪臭の発生や景観の悪化などの課題が生じていた。

- そのような状況を踏まえ本研究会は、茨城県らしい課税自主権の活用の観点から、平成 14 年度に霞ヶ浦の水質浄化を目的とした課税の研究を、平成 16 年度に、森林の保全を目的とした課税の研究をそれぞれ開始し、平成 19 年 11 月に「茨城県の自然環境を保全するための新たな税制に関する報告書」を取りまとめ、茨城県に提出した。

「茨城県の自然環境を保全するための新たな税制に関する報告書」新たな税制の概要

目 的：

- ① 自然環境の公益的機能を発揮させるための取組を早急かつ確実に推進する
- ② 県民に新たな負担を求めることにより、自然環境が有する公益的機能の重要性を再認識していただき、自ら支えていく意識を高める

負 担 者：すべての県民（個人・法人）

課税方式：県民税均等割超過課税方式

税 率：個人で年額 1,000 円程度、法人で均等割の 10%程度

課税期間：事業の進捗や社会経済情勢の変化を踏まえ、5 年程度で見直し

- 茨城県は、当該報告書、パブリックコメント等により収集した県民の意見、他県の状況などを踏まえ、平成 19 年 12 月に茨城県森林湖沼環境税条例を制定し、平成 20 年 4 月から課税を開始した。

2 課税期間の更新

- 本研究会は、森林湖沼環境税の各期の課税期間の最終年度である平成 24 年度と平成 29 年度に、森林湖沼環境税を活用した事業効果の検証結果などをもとに、次年度以降の税のあり方について研究を進め、県内の各方面からの意見等も踏まえて、平成 24 年 11 月、平成 29 年 12 月に「森林湖沼環境税の今後のあり方に関する報告書」を取りまとめ、茨城県に提出した。

「森林湖沼環境税の今後のあり方に関する報告書」の概要（平成 29 年 12 月）

考 え 方：森林湖沼環境税を継続することが有効（森林湖沼環境税の役割が果たされたと県民が判断したときには、この税制を終了すべきである）
負 担 者：すべての県民（個人・法人）
課税方式：県民税均等割超過課税方式
税 率：個人で年額 1,000 円、法人で均等割の 10%を継続
課税期間：現行と同様に 5 年間
※平成 24 年 11 月の報告書も、上記と同様の内容。

- 茨城県は前回の更新時において、当該報告書、事業報告会、パブリックコメント、市町村や関係団体との意見交換等により収集した県民の意見、他県の状況などを踏まえ、平成 29 年 12 月に茨城県森林湖沼環境税条例の一部を改正し、平成 30 年度から令和 3 年度まで課税を継続することとした。

3 税を活用した県の取り組み

- 茨城県はこれまで、森林湖沼環境税を活用して、荒廃した森林の間伐や、集約化した人工林における再造林などの森林整備、生活排水対策や農地・畜産対策、県民参加による水質保全活動などを一層推進してきた。
- その結果、これまでに累計で約 17,000ha の森林が整備され、森林の公益的機能の維持・向上が図られるとともに、主伐・再造林の拡大により、人工林の若返りの動きが見え始めてきたほか、林業経営の自立を目指した森林経営の集約化が進みつつある。また、湖沼・河川については、「泳げる霞ヶ浦」（COD 5mg/L 台前半）を目標に、重点的に霞ヶ浦の水質浄化対策を進めてきた結果、霞ヶ浦流域の生活排水処理率は 81.4%（令和 2 年度）に向上するなど流入汚濁負荷量の削減が図られ、霞ヶ浦の COD は税導入前が約 9mg/L であったものが、約 7mg/L まで低下している。
- このように、税導入の効果が現れてきているものの、人工林の若返りは十分とは言えず、持続的な森林管理の前提となる林業経営の自立化に向けては森林経営の集約化を一層進める必要がある。また、霞ヶ浦の水質については、近年、横ばいで推移しており、水環境分野の専門家からは、水深が 4 m と浅いことなどの特徴から、霞ヶ浦の COD を、現在の 7mg/L から更に下げるには長期間を要するとの見解が示されているところである。

4 今後の方向性

- 今年度は課税期間の最終年度であることから、林業や水環境の関係団体、市町村などからは、上記のような状況を踏まえ、森林湖沼環境税の継続を求める要望が提出されている。
- 令和4年度以降の森林湖沼環境税のあり方を検討するにあたっては、これらの要望を踏まえるとともに、これまでの税充当事業の実績や効果を十分に検証していく必要がある。
- また、県議会はもとより、納税者である県民に対し、検証結果について懇切丁寧な説明を行い、税の必要性について理解を得るとともに、人口の減少や高齢化の進行など、社会情勢の変化も見極め、総合的に判断すべきである。

Ⅱ 税制、税収の状況

1 税制

(1) 課税方式

県民税均等割 超過課税方式

(2) 納税義務者

茨城県内に住所等がある個人及び事務所等がある法人

＊ただし、次の者は非課税

- 〔個人〕
 - ・ 生活保護法による生活扶助を受けている方
 - ・ 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親で前年中の合計所得金額が 135 万円以下の方
 - ・ 前年中の合計所得金額が市町村条例で定める金額以下の方
- 〔法人〕
 - ・ 社会福祉法人や学校法人など一部の公益法人等で、収益事業を行わない法人

(3) 税率（年額）

個人 1,000 円

法人 県民税均等割額の 10%

〔現行の県民税均等割の税率（年額）〕

区 分		標準税率	森林湖沼環境税	計
個 人		1,500 円※ ¹	1,000 円	2,500 円
法 人 ※資本金 等の額に 応じ5段 階に区分	50 億円超	800,000 円	80,000 円	880,000 円
	10～50 億円	540,000 円	54,000 円	594,000 円
	1～10 億円	130,000 円	13,000 円	143,000 円
	1,000 万円～1 億円	50,000 円	5,000 円	55,000 円
	1,000 万円以下	20,000 円	2,000 円	22,000 円

※1 平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間、東日本大震災からの復旧・復興事業に必要な財源を確保するため、地方税の臨時特例措置分として標準税率に 500 円加算されている。

令和 6 年度から、個人住民税と併せて森林環境税(国税)1,000 円が課税予定。

(4) 課税期間

平成 20 年度から令和 3 年度まで

※ 当初は、課税期間を平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間として導入し、平成 24 年度に 5 年間、平成 29 年度に 4 年間それぞれ延長した。

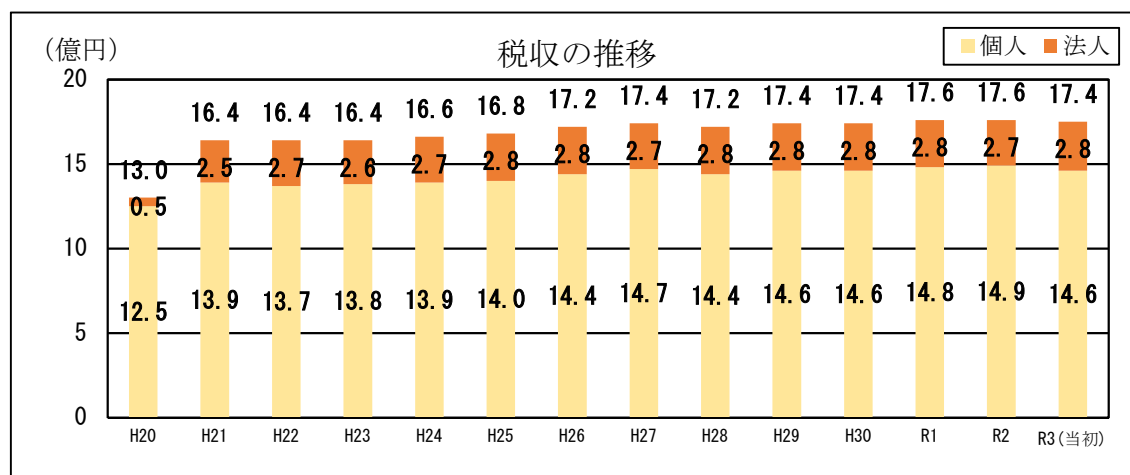
2 税収

- 森林湖沼環境税の税収は、平成 20 年度から令和 3 年度までの 14 年間で、約 235 億円と見込まれる。

(税収の状況)

(単位：千円)

区 分	個 人	法 人	合 計
平成 20 年度	1, 253, 608	49, 988	1, 303, 596
平成 21 年度	1, 385, 721	252, 324	1, 638, 045
平成 22 年度	1, 372, 373	272, 679	1, 645, 052
平成 23 年度	1, 375, 758	259, 570	1, 635, 328
平成 24 年度	1, 386, 492	274, 971	1, 661, 463
平成 25 年度	1, 398, 491	278, 647	1, 677, 138
平成 26 年度	1, 440, 727	275, 663	1, 716, 390
平成 27 年度	1, 465, 214	273, 183	1, 738, 397
平成 28 年度	1, 444, 422	282, 595	1, 727, 017
平成 29 年度	1, 462, 496	282, 355	1, 744, 851
平成 30 年度	1, 460, 969	283, 367	1, 744, 336
令和元年度	1, 474, 329	281, 385	1, 755, 714
令和 2 年度	1, 485, 278	278, 719	1, 763, 997
令和 3 年度(当初予算)	1, 462, 948	278, 633	1, 741, 581
計	19, 869, 932	3, 623, 259	23, 493, 191



3 税収の使途等

- 森林湖沼環境税の税収は、森林の保全・整備及び湖沼・河川の水質保全に資する施策に要する経費に充てられている。
- 森林湖沼環境税は普通税であるが、上記の経費に充てる目的で茨城県森林湖沼環境基金により他の税収とは明確に区分して管理されており、実質的には目的税的性格を有するものである。

Ⅲ 森林の保全・整備

1 森林湖沼環境税を活用した事業の実績及び成果

- 平成 20 年度から令和 3 年度までの 14 年間の税収額に相当する森林湖沼環境税活用事業の主な実績見込みは以下のとおりである。

【118.5 億円】

主な実施事業	実績見込み
① 自立した林業経営による適切な森林管理と木材利用の推進 [H30～] (森林環境保全のための適正な森林整備の推進 [H20～H29])	【78.2 億円】
森林の公益的機能回復のための間伐 [H20～H29]	12,733 ha
集約化した人工林における森林整備 (間伐) [H30～] (再造林) [H30～]	3,000 ha 320 ha
航空レーザー測量による地形・森林資源情報の整備	80,000 ha
県産木材を使用した木造住宅建築への補助	2,600 戸
建築物の木造化・木質化	100 施設
高性能林業機械の活用支援	延べ 1,200 ヶ月分
② 県土・生活環境の保全	【33.9 億円】
広葉樹植栽等による海岸防災林の保全	150 ha
県民生活に身近な平地林・里山林の整備	2,000 ha
③ 森林に対する県民意識の醸成	【6.4 億円】
ボランティア団体による森づくり活動等への補助	320 団体
森林・林業体験学習の実施	87,000 人

(注) 上表中の実績見込み額は、本報告書（森林湖沼環境税の今後のあり方）をまとめるため、実際の基金充当見込み額を基金に占める税収見込額の割合で按分して表記(※)。実際の実績見込み額（基金充当額）は資料編 P. 3、4 参照。

※ 森林湖沼環境基金には、森林湖沼環境税の税収のほか、寄附金や運用利子等を積み立てて税充当事業に活用している。

- 平成 20 年度から導入した森林湖沼環境税を活用し、緊急に整備が必要な森林の間伐に取り組み、森林の持つ公益的機能の維持・回復を図ったほか、平成 30 年度からは、経営規模の拡大に意欲的な林業経営体への森林経営の集約化(※)に取り組み、集約した人工林における再造林や間伐などの森林整備を進めてきた。

※ 森林経営の集約化：林業経営体が、森林所有者から森林の整備・管理についての長期的な委託を受けるなど、持続的な森林経営ができるよう森林を集めること。

- また、県産木材の利用拡大を進めることは森林整備の促進にもつながることから、県産木材を使用した木造住宅の建築を助成することにより、木材需要の多くを占める戸建住宅での需要喚起を図った。

一方で、人口減少の進展により、今後、戸建住宅の着工数は減少すると見込

まれることから、非住宅建築物の木造化・木質化を支援し、この分野での木材需要の開拓に取り組んだほか、学校や保育園等への木製品の導入支援により、子供をはじめ県民が木の良さに触れる機会を創出した。

- さらに、地域住民と連携しつつ平地林・里山林の整備に取り組んだほか、沿岸部の生活環境の保全に重要な役割を果たしている海岸防災林について、松くい虫防除対策と広葉樹植栽により機能強化を図った。

- このような間伐や再造林などの森林整備より、空気中の炭素量^{注1}約 24 万 3,000 炭素トン（平均的な家庭が1年間に排出する炭素量の約 18 万 2,000 世帯分に相当）を回収し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減した。

また、森林整備による効果を水源かん養や土砂流出防止など公益的機能の観点から金額換算したところ、約 297 億円^{注2}に相当する効果があったと見込んでいる。

注1 光合成により空気中から樹木に取り込まれた二酸化炭素に占める炭素の量。

注2 林野公共事業における事業評価マニュアル（林野庁）を参考に、森林の貯水や土砂流出防止、二酸化炭素吸収に係る機能をダム減価償却コストなどで換算した金額。

- このほか、森林ボランティア団体に対する活動支援や、小中学生を対象に開催する森林・林業体験学習など森林環境教育の実践を通して、森林に対する県民意識の醸成を図った。



【再造林などによる森林資源の循環利用】



【建築物の木造化】

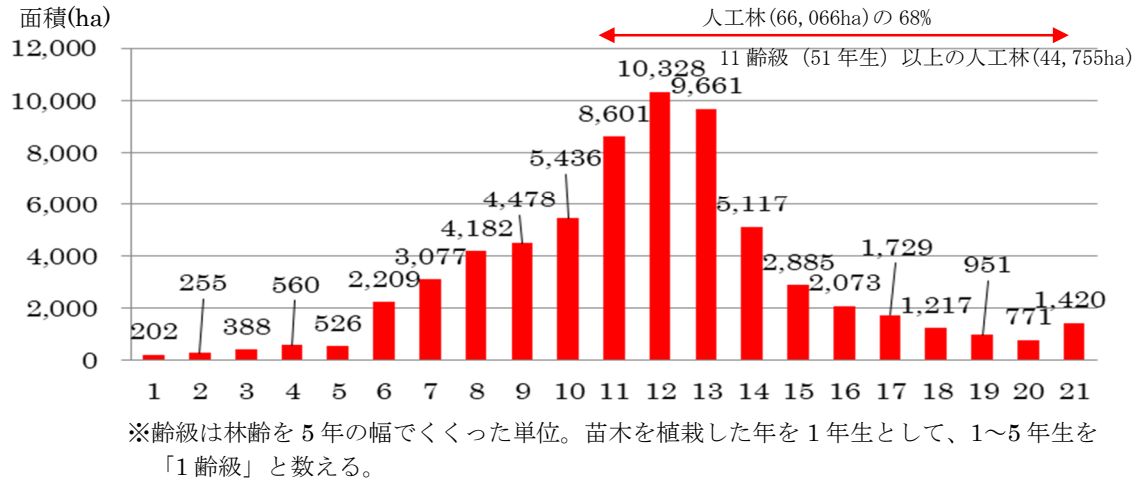
2 事業実施後の課題

- 戦後、積極的に植林された茨城県の人工林は、11 齢級以上(51 年生以上)が全体の約 7 割を占めるなど本格的な利用期を迎えており、森林資源の循環利用と公益的機能の維持・発揮の観点から、計画的に伐採し、再造林を行うことが重要である。

そのため、平成 30 年度からは、森林湖沼環境税を活用し、主伐後の再造林に対する支援を行っているところであり、主伐・再造林面積は拡大傾向にあるが、伐採時期を迎えている森林は膨大であり、一層の対策が必要であるほか、再造林後の保育作業にかかる労働力確保や省力化が大きな課題となっている。

茨城県の人工林（スギ・ヒノキ）齢級別面積（民有林）

R3. 4. 1 現在



- また、平成30年度からは、経営規模の拡大に取り組む林業経営体が行う森林整備等に支援を重点化することにより、林業経営体の事業活動として管理される森林を拡大し、これにより森林全体として公益的機能を持続的に発揮できる姿を目指してきた。

具体的には、林業経営体による森林経営の集約化を後押ししつつ、集約した人工林における再造林や間伐、高性能林業機械の活用等を支援するなどして、林業経営体の経営規模拡大を促してきた。

しかしながら、経営規模の拡大に向けては、森林経営の集約化が未だ十分な状況ではないほか、集約化による事業量の増大に対応できるよう、それぞれの林業経営体において、生産能力の向上を図る必要がある。

- 県内における素材生産は、再造林に対する支援などにより主伐面積が拡大することに伴って、増大していくと見込まれる。

一方で、人口減少により、今後、戸建住宅の着工戸数は減少すると予想され、木材需要は縮小していくものと見込まれていることから、県産木材の新たな出口対策として、大規模な建築物などの非住宅分野を中心に需要を開拓していく必要がある。

- 森林は県土や生活環境を保全する機能を有しているが、このうち海岸防災林については、飛砂や潮風から沿岸部の住民生活を守る重要な役割を果たしている。

そのため、森林湖沼環境税を活用し、松くい虫対策やマツに代わる広葉樹の植栽などを実施してきたところであるが、未だに松くい虫の被害が収束していないことから、引き続き、海岸防災林の保全に取り組んでいく必要がある。

- 次代を担う子供たちに対し、学校や森林内での様々な活動を通じて、森林環境教育を推進していくなど、引き続き、県民生活を守る森林環境の保全に対する県民の理解と関心を深めていく必要がある。

3 課題解決に向けた取組

(1) 施策の方向性

- 第3期(平成30年度～令和3年度)は、経営規模の拡大に取り組む林業経営体が行う森林経営の集約化を支援しており、林業経営体による集約化面積は、取組3年目(令和2年度末)では累計で約10,000haに達した。また、県産木材の出口対策として、その販路拡大に取り組み始めたところである。
- こうした状況を踏まえ、県民共有の貴重な財産である森林を次の世代に引き継いでいくため、今後、茨城県が取り組むべき施策の方向性は、以下のとおりである。
 - ① 自立した林業経営による森林の整備・管理
林業経営体の規模拡大を通して森林整備を推進するとともに、素材生産量の拡大を見据え、県産木材の利用促進を図る。
 - ② 県民生活を守る海岸防災林など重要な森林の保全に取り組むとともに、森林環境教育を推進する。
- これらを通して、自立した林業経営により、適切な森林整備と森林資源の循環利用を推進し、森林の公益的機能の持続的発揮とカーボンニュートラルの実現に貢献していく。

【第4期の目標】

- 森林経営の集約化 : 3万ha
- 再造林 : 200ha/年

(2) 今後の重点的かつ緊急に取り組む施策

方 向 性	施 策 例
① 自立した林業経営による森林の整備・管理	
・林業経営体の規模拡大を通じた森林整備の推進 ・県産木材の利用促進	○森林経営の集約化の加速やスマート林業など生産能力の向上に取り組むトップランナー経営体の育成 ○経営規模の拡大に意欲的な林業経営体による再造林などの森林整備 ○素材生産量の拡大を見据えた県産木材の利用促進(大規模な建築物など非住宅分野への促進)
② 森林環境の保全	
・県民生活を守る重要な森林の保全 ・森林環境教育の推進	○ 沿岸部の生活を守る海岸防災林の松くい被害対策 ○ 森林・林業体験学習による森林環境教育 ○ 全国育樹祭(令和5年度)の開催

＜森林湖沼環境税（県税）と森林環境譲与税^{注3}の活用について＞

- 森林環境譲与税については、平成 30 年度与党税制大綱において、「自然条件が悪く、採算ベースに乗らない森林について、市町村自らが管理を行う新たな制度（※）の創設に合わせて、市町村が実施する森林整備等に必要な財源とするために創設すべき」とされ、令和元年度から地方自治体への譲与が開始された。

※森林経営管理制度

経営管理が行われていない森林について、森林経営管理法（平成 31 年 4 月施行）に基づき、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することなどより、森林の管理の適正化を促進する制度。

注 3 地方譲与税は、国が国税として徴収した税を地方公共団体に配分するもの。

- 森林環境譲与税の使途については、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」において、森林の整備及びその促進に関する施策（森林の公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進等）に充てることとされており、地域の実情に応じて弾力的な事業実施が可能となっている。
- しかしながら、茨城県内の主要な林業地域であり、人口が少ない県北地域等においては、森林環境譲与税のみを財源として、森林・林業に係る全ての行政需要を充足させるには不十分である。（市町村分の譲与税額の 3 割は人口の割合によって按分される）
- このため、林業の成長産業化を通じて、より低廉なコストで森林の公益的機能の発揮を実現するための財源として、引き続き、森林湖沼環境税を活用していくことが必要である。
- これらを踏まえ、引き続き森林湖沼環境税により施策に取り組むにあたっては、森林環境譲与税と使途が重複しないよう整理し、市町村とも連携しながら一層、森林整備を進めていくことが必要である。

＜森林湖沼環境税と森林環境譲与税の使途の整理＞

	森林湖沼環境税（県）		森林環境譲与税（国）
施策	・ 林業の成長産業化に資する施策、 県内全域を対象とすべき施策		・ 左記以外の施策 （森林経営に適さない森林の整備、 市町村施設での木材利用等）
森林整備	林業の成長産業化	○林業経営に適する森林の整備 ・ 経営規模の拡大に意欲的な 林業経営体による再造林な どの森林整備 ・ 森林経営の集約化の加速や スマート林業など生産能力 の向上に取り組むトップラ ンナー経営体の育成	○林業経営に適さない森林の整備 ・ 自然条件が悪く、採算ベース に乗らない森林の整備 ・ 環境保全のための平地林整備 等
木材利用		○素材生産量の拡大を見据えた 県産木材の利用促進（大規模な 建築物など非住宅分野への促進）	○市町村施設での木材利用 等

※ 上表のほか、森林湖沼環境税では、県内全域を対象とすべき施策（海岸防災林の保全、森林環境教育の推進等）に取り組む。

IV 湖沼・河川の水質保全

1 森林湖沼環境税を活用した事業の実績及び成果

- 平成20年度から令和3年度までの14年間の税収額に相当する森林湖沼環境税活用事業の主な実績見込みは以下のとおりである。

なお、霞ヶ浦の水質浄化対策を重点的に進めているが、生活排水対策については、以下のとおり、涸沼・牛久沼流域等にも森林湖沼環境税を活用して対策を実施している。

【116.4億円】

主な実施事業	実績見込み
①生活排水等対策 【74.7億円】	
高度処理型浄化槽 ^{注4} の設置補助	16,372 基 霞ヶ浦流域 11,023 基 涸沼流域 3,922 基 牛久沼流域 661 基 その他 766 基
下水道への接続補助	11,875 件 霞ヶ浦流域 9,506 件 涸沼流域 2,125 件 牛久沼流域 244 件
農業集落排水施設への接続補助	2,319 件 霞ヶ浦流域 1,732 件 涸沼流域 587 件
工場・事業場への排水基準に係る指導(立入検査)	9,853 事業所
②農地・畜産対策 【8.3億円】	
家畜排せつ物処理施設等の整備補助	60 箇所
良質堆肥の広域流通促進への経費補助	実証ほにおける堆肥活用 456.7ha
③県民意識の醸成 【11.6億円】	
市民団体活動への助成	307 団体
霞ヶ浦湖上体験スクールの実施	116,782 人
ヨシ帯の保全活動支援	10 団体
④水辺環境の保全 【21.8億円】	
霞ヶ浦流入河川等におけるアオコ対策の実施	アオコ抑制装置の設置
土浦港における水質浄化技術の実証実験の実施	直接浄化施設の設置
未利用魚の回収による窒素・リンの除去	未利用魚回収 2761.4 t

(注) 内容は、P.7を参照。なお、実際の実績見込み額(基金充当額)は資料編P.11、12参照。

注4 窒素やリンを除去する能力を有する合併処理浄化槽。

- 平成 20 年度から導入した森林湖沼環境税を活用した取組の結果、霞ヶ浦等の湖沼流域において、高度処理型浄化槽の設置基数が大幅に増加したほか、霞ヶ浦流域での下水道等への接続率が上昇するなど、生活排水対策が進み、生活排水処理率が 81.4%（令和 2 年度、対平成 20 年度比 15.1%増）まで向上した。

工場・事業場対策については、霞ヶ浦水質保全条例等の一部を改正し（平成 31 年 3 月公布、令和 3 年 4 月施行）、霞ヶ浦一般事業場等^{注5}に対しても排水基準違反の改善命令・罰則を適用できるよう排水規制の強化を行い、周知及び立入検査により排水基準遵守を指導した。

畜産対策については、霞ヶ浦流域における良質堆肥の広域流通などにより、排出負荷の削減を図った。

また、市民団体を対象として水質保全活動への助成を行うとともに、主に子供たちを対象として湖上体験学習を実施し、水質保全意識の向上を図った。

さらに、アオコ抑制装置の設置などにより水辺環境の保全を図った。

- これらの税活用事業により削減される汚濁負荷量は、COD^{注6}については約 768 トン、全窒素^{注7}については約 517 トン、全りん^{注8}については約 55 トンであり、これは平均的な一般家庭が 1 年間に排出する汚濁負荷量（COD）の約 110,000 世帯分に相当すると見込んでいる。^{注9}

この結果、霞ヶ浦の COD は、税導入前が約 9 mg/L であったものが、約 7 mg/L まで低下したが、近年、横ばいで推移している状況である。

注 5 霞ヶ浦流域の飲食店やコンビニエンスストアなど、排水量が 10m³/日未満の工場・事業場等（旧小規模事業所）。

注 6 化学的酸素要求量。水質汚濁の原因となる水中の有機物の量を示す。

注 7 窒素化合物の総量。湖沼の富栄養化の程度を示す指標の 1 つ。

注 8 りん化合物の総量。湖沼の富栄養化の程度を示す指標の 1 つ。

注 9 削減される汚濁負荷量のうち、令和 3 年度分については計画による見込み値。



【高度処理型浄化槽の設置】



【良質堆肥の散布】

〔霞ヶ浦〕

流入河川

(単位 mg/L)

	H19 (A)	R 2 (B)	改善効果 (B-A)
COD	5.8	4.9	△0.9
全窒素	3.6	3.0	△0.6
全りん	0.095	0.088	△0.007

湖内

(単位 mg/L)

	H19 (A)	R 2 (B)	改善効果 (B-A)	水質目標 (R 2) 注 10
COD	8.8	7.3	△1.5	7.4
全窒素	1.1	0.94	△0.16	1.0
全りん	0.11	0.10	△0.01	0.083

注 10 「第 7 期 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（平成 28 年度～令和 2 年度）」における水質目標。

2 事業実施後の課題

今後の課題として、大きく二つに分けて整理した。

(1) 取組みを強化すべき課題

- 霞ヶ浦一般事業場については、平成 31 年 3 月に「霞ヶ浦水質保全条例」を改正し、令和 3 年 4 月に施行し、排水基準の遵守・徹底に係る指導を強化してきたところであるため、引き続き指導していく必要がある。

(2) 継続的な課題

- 霞ヶ浦流域の生活排水の処理率は 81.4% (令和 2 年度) となっており、高度処理型浄化槽の設置などにより生活排水未処理世帯の解消を図っていく必要がある。
- 霞ヶ浦流域には、多くの畜産農家が存在していることから、家畜排せつ物からの汚濁負荷量を削減するため、流域内で生産された堆肥の、流域外での利用促進などの対策を進めていく必要がある。
- 水質保全の重要性について流域住民等の関心と理解を深めてもらうため、県民意識の醸成を図っていく必要がある。
- アオコの発生により、水環境や県民生活へ悪影響を及ぼす恐れがあることから、被害を防止するための対策を進めていく必要がある。

3 課題解決に向けた取組

(1) 施策の方向性

- 森林湖沼環境税を活用した取組により、霞ヶ浦のCODは、税導入前の平成19年度に8.8mg/Lであったものが、令和2年度には7.3mg/Lまで低下し、「第7期 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（平成28年度～令和2年度）」の水質目標（全水域平均COD7.4mg/L）を達成しているものの、近年は横ばいで推移している状況である（資料編 P.13）。
- この状況について、水環境分野の専門家は、過去に流入した窒素やりんが、湖底に大量に蓄積しており、水深が4メートルと浅いため、これらの窒素やりんが溶出しやすく、植物プランクトンが発生しやすいため、短期的には水質浄化効果が表れにくく、CODを大きく低下させるためには、長い期間を要するとの見解であった（資料編 P.14）。
- このため、霞ヶ浦の水質浄化対策については、環境要因による上昇幅を考慮しても、10年後に現状のCOD（令和2年度 7.3mg/L）を超えないようにすることを念頭に、必要な負荷削減量をシミュレーションによって算出し、その結果を参考に事業量を決め、浄化効果が高い事業に重点化していく必要がある。
- 霞ヶ浦の水質浄化対策については、この考え方にに基づき、水質悪化を防ぐために必要な事業量となるよう計画し、令和3年度に策定予定の「第8期 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（令和3年度～令和7年度）」に位置付け、実施していく。
- また、一部の事業（生活排水対策、畜産対策）については、対策の余地が大きいことから、霞ヶ浦以外の湖沼（涸沼等）に事業範囲を拡大して実施していく。

【第4期の目標】

- 霞ヶ浦のCOD : 6.9mg/L
 - ※「第8期 霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（策定中）」を踏まえ設定
- 長期的には「泳げる霞ヶ浦」（COD 5mg/L 台前半）の実現を目指す

(2) 今後の重点的かつ緊急に取り組む施策

- 前述の「施策の方向性」を踏まえ、各施策については、今後、次のとおり取り組む。

方向性	施策例
①生活排水等対策の推進	
家庭や工場・事業場から排出される汚濁負荷削減対策の推進	○ 湖沼流域における高度処理型浄化槽の設置補助は、窒素及びりん浄化能力が高いNP型に重点化するとともに、涸沼、牛久沼流域への補助を強化 ○ 単独処理浄化槽から高度処理型浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費の補助は、霞ヶ浦流域から県内全域に事業範囲を拡大 ○ 高度処理型浄化槽の設置、下水道や農業集落排水施設への接続支援は、必要な規模に縮小して継続 ○ 霞ヶ浦一般事業場等については、基準超過の多いコンビニや飲食店など、霞ヶ浦流域内の約1,800件の事業所に対し、令和4年度までに全件を指導
②畜産対策の推進	
流域内で生産された堆肥の、流域外での利用促進	○ 霞ヶ浦流域内で発生した堆肥や液肥の、流域外での利活用が更に進むよう、農家への巡回指導を強化するとともに、新たに涸沼流域を事業範囲に追加 ○ 家畜排せつ物処理施設等の整備補助について、新たに涸沼流域を事業範囲に追加
③県民意識の醸成	
環境学習や、県民による水質保全活動の推進	○ 霞ヶ浦湖上体験スクールについては、児童・生徒等を中心に実施 ○ 市民団体に対する活動費の補助については、必要な事業規模に見直しを行った上で実施
④水辺環境の保全	
魚体を通じた窒素・りん回収、アオコ被害防止対策	○ 未利用魚の回収による窒素・りんの除去、及びアオコ対策については、必要な事業規模に見直しを行った上で実施

V 森林湖沼環境税の今後のあり方（今後の税制）

1 基本的な考え方

森林湖沼環境税を継続することが有効である。

- 森林湖沼環境税を活用した事業の実施により、一定の効果がみられるものの、森林環境・水環境とも依然として課題が残っている。

これらの課題を解決するための施策を推進していくには、自然環境に対する県民意識の醸成とともに、財源の確保が重要であり、県民アンケート調査の結果や関係団体からの要望などを踏まえると、実質的に目的税化した森林湖沼環境税を継続することが有効であると考えられる。

- なお、森林湖沼環境税を活用して緊急に実施した施策により目標達成の道筋がつくなど、その役割が果たされたと県民が判断したときには、この税制を終了すべきである。

<森林湖沼環境税に関するアンケート調査結果の主な内容>

令和3年6月実施

回収結果 個人：481名 法人：132社

問	「森林湖沼環境税」の認知度について
答	名称、税額、活用事業のいずれかを知っている 個人：43.7% 法人：60.6%
問	森林の保全の実績についての評価
答	「成果が出ている」及び「どちらかといえば成果が出ている」 個人：57.0% 法人：67.4%
問	湖沼・河川の保全の実績についての評価
答	「成果が出ている」及び「どちらかといえば成果が出ている」 個人：62.2% 法人：73.5%
問	「森林湖沼環境税」の仕組み等への考え方
答	「賛同する」及び「どちらかといえば賛同する」 個人：78.4% 法人：92.4%

<森林湖沼環境税の今後のあり方に関する

パブリックコメントの結果の主な内容>

令和3年10月実施

意見提出者 個人：48名 法人等：22社・団体

意見数 延べ173件

○	税の継続に関すること	17件
・	税継続を希望	16件
・	税継続を見直し	1件
○	森林関係の税活用事業に関すること	107件
○	湖沼・河川関係の税活用事業に関すること	12件
○	税制について	22件
○	その他（広報の充実等について）	15件

2 税制

(1) 課税方式

県民税均等割 超過課税方式

- 森林や湖沼・河川の公益的機能は多岐にわたり、その恩恵は全ての県民が等しく享受している。
- 森林のもつ土砂流出防止や二酸化炭素の吸収などの公益的機能は、昨今多発している災害の激甚化や地球温暖化を防止するために重要である。
- 県民税均等割は、地域社会の費用負担を等しく分任するという性格を有していること、また、現行の県民税均等割超過課税方式が県民にも定着していることを踏まえると、現行の方式を継続することが適当である。

(2) 納税義務者

茨城県内に住所等がある個人及び事務所等がある法人

＊ただし、次の者は非課税

- 〔個人〕 ・ 生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・ 障害者、未成年者、ひとり親、寡婦で前年中の合計所得金額が 135 万円以下の方
- ・ 前年中の合計所得金額が市町村条例で定める金額以下の方
- 〔法人〕 ・ 社会福祉法人や学校法人など一部の公益法人等で、収益事業を行わない法人

- 課税方式を県民税均等割の超過課税とすることを踏まえると、県民税均等割が非課税となる場合は、森林湖沼環境税も非課税とすることが適当である。

(3) 税率（年額）

個人：1,000 円、法人：県民税均等割額の 10%

- 県は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間で実施する事業に必要な税収として、単年度で現行制度下と同程度の約 17.7 億円、5 年間で約 88 億円を見込んでいる。
- 本県の人口は減少傾向にあるものの、個人住民税の特別徴収制度^{注 11}の普及等により徴収率が向上し、近年は横ばいで推移しているため、現行の税率により、必要な税収（約 88 億円）は確保できると見込まれる。
- 注 11 特別徴収制度：給与支払者（事業主）が、受給者（納税義務者）に代わり、毎月受給者に支払う給与から個人住民税を差し引きして納入する制度。
- 以上を踏まえ、現行の税率（個人は 1,000 円、法人は均等割額の 10%。いずれも年額）を継続することが適当である。

(4) 課税期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

- 森林湖沼環境税は、環境保全のための施策に充てられるものであり、その施策の効果を図るためには一定程度の期間を要すると考えられる。
- 「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」など、環境保全に関する計画は、その実施期間を5年間としているものが多い。
- 課税期間と税の使途と関連する計画期間が、検討や策定などをする時期が一致することは合理的である。
- 課税期間については、森林や湖沼・河川の環境保全には、長期間を要するため、実績・効果を検証するうえで、より多くのデータを蓄積した方が効果を測ることが可能である。
- 以上を踏まえ、課税期間は5年とすることが適当である。

3 税収の使途等

森林の保全・整備及び湖沼・河川の水質保全に資する施策に要する経費

- 森林経営の集約化や、生活排水等対策など一層推進すべき施策に対し重点的に活用することが適当である。
- 霞ヶ浦のCODは、森林湖沼環境税導入後から平成25年頃まで低下傾向であったが、近年は横ばいで推移しており、短期的には水質浄化の効果が表れにくい。このため、浄化効果の高い事業に更に重点化し、水質悪化を防ぐために必要な事業量で実施するなど、見直しが必要な時期に来ていると考えられる。
- 使途を明確にするため、森林湖沼環境税の税収は、今後も森林湖沼環境基金に積み立てるべきである。

4 特記事項

森林湖沼環境税及び森林環境譲与税の使途について、県民に対して丁寧に説明すること。

- 令和6年度より、個人住民税と併せて徴収される森林環境税（国税）の収入相当額が令和元年度から森林環境譲与税として譲与されているため、十分に県民に制度等の説明を行い、周知を図ること。

VI おわりに

森林湖沼環境税の必要性については、よく説明を行い県民の理解を得られるよう努めていくこと。

- 県は、自然環境が直面する課題、税を活用した事業の実績、今後の施策の方向性などについて、あらゆる機会を通じて、県民に対し懇切丁寧な説明を行い、森林湖沼環境税の必要性について理解が得られるよう、引き続き努めるべきである。
- また、森林湖沼環境税の継続に当たっては、県民の理解を得るため、引き続き徹底した行財政改革を行う必要がある。その上で、緊急性や重要性を考慮しつつ、必要に応じて施策の方向性等を見直しながら効果的に事業を実施し、県民にその成果を示すとともに、目標の早期実現に努めるべきである。

茨城県自主税財源充実研究会委員

座長	林	健久（東京大学名誉教授）
	今井	勝人（武蔵大学名誉教授）
	兪	和（茨城大学名誉教授）
	池田	雄一（税理士）
	柏木	恵（キヤノングローバル戦略研究所研究主幹、税理士）
	石川	知子（公認会計士、税理士）
	飯塚	博之（茨城県総務部長）

(資 料 編)

～ 目 次 ～

(ページ)

森林湖沼環境税活用事業の第1～2期（H20～H29）計画に対する実績〔森林の保全・整備〕	1
森林湖沼環境税活用事業の第3期計画に対する実績〔森林の保全・整備〕	2
第3期における主な取組の実績〔森林の保全・整備〕	3
林業の成長産業化に向けた森林・林業に係る施策の方向	5
国の森林環境税と森林環境譲与税の概要	8
森林湖沼環境税活用事業の第1～2期（H20～H29）計画に対する実績〔湖沼・河川の水質保全〕	9
森林湖沼環境税活用事業の第3期計画に対する実績〔湖沼・河川の水質保全〕	10
第3期における主な取組の実績〔湖沼・河川の水質保全〕	11
森林湖沼環境税活用事業（湖沼・河川分）の実績と成果	13
霞ヶ浦のCODの長期的な見通しと主な第4期税活用事業（案）	14
森林湖沼環境税に関する県民アンケートの調査結果について	15
森林湖沼環境税に関する有識者からの意見について	16
税制と各計画の策定等の時期	17
森林の保全・整備関係予算額の推移	18
茨城県の森林・林業の主要指標	19
霞ヶ浦水質保全関係予算額の推移	20
霞ヶ浦に排出される汚濁負荷の割合	21
霞ヶ浦等の概要	22
霞ヶ浦流域図	23
各府県における環境保全等を目的とした税制の状況	24

森林湖沼環境税活用事業の第1～2期10年（H20～H29）計画に対する実績

【森林の保全・整備】

（金額は税充当額）

事業内容	計画	実績	達成率
① 森林環境保全のための適正な森林整備の推進	約66億円	約68.2億円	
森林の持つ公益的機能を回復させるための間伐作業に対する補助	面積 14,000ha	12,706ha	90.8%
効率的に間伐を実施するための作業道等開設に対する補助	延長 350km	684.7km	195.6%
県民生活に身近な平地林・里山林の整備に対する補助	面積 2,370ha	1,661ha	70.1%
高性能林業機械のレンタル経費に対する補助	延べ 810か月分	868か月分	107.2%
原木市場・木材乾燥施設等の整備に対する補助	原木市場・木材乾燥施設・ ラミナ製材工場の整備	原木市場・木材乾燥施設・ ラミナ製材工場の整備	—
広葉樹植栽等による海岸防災林の再生	面積 60ha	86.5ha	144.2%
② いばらき木づかい運動の推進	約8億円	約11.7億円	
県産木材を使用した新築木造住宅建築に対する補助	戸数 2,850戸	2,551戸	89.5%
県施設及び市町村等施設の木造化・木質化に対する補助	93施設	71施設	76.3%
小学校、幼稚園等への木製品の導入に対する補助	313施設	312施設	99.7%
③ 県民協働による森林づくりの推進	約6億円	約4.4億円	
普及啓発活動の実施	パンフレット作成等	パンフレット作成, 「ひばり」掲載, PRイベント等	—
森林づくりなどの活動を行う団体に対する補助	240団体	240団体	100.0%
子どもの森の整備や整備指導などに対する補助	260校	270校	103.8%
森林・林業体験学習	62,000人	50,626人	81.7%
筑波山ブナ林保護対策	地域連携による 保全活動	地域連携による 保全活動	—
合 計	約80億円	約84.3億円	

森林湖沼環境税活用事業の第3期計画に対する実績

【森林の保全・整備】

(金額は税充当額)

事業内容	第3期計画 H30～R3 ①	第3期実績					第3期の進捗率 ②/①
		H30	R1	R2	R3(計画)	H30～R3 ②	
① 自立した林業経営 による適切な森林管理と木材利用の推進	約22億円	約4.7億円	約4.3億円	約5.8億円	約7.9億円	約22.7億円	103.2%
持続的な森林管理を推進するため、意欲と能力のある林業経営体 が実施する間伐や再造林等に対し補助	間伐面積 3,000ha	649.3ha	640.7ha	803.1ha	887.0ha	2,980.1ha	99.3%
	再造林面積 220ha	14.5ha	70.1ha	115.0ha	120.0ha	319.6ha	145.3%
再造林の推進に伴い需要増が見込まれる苗木の安定供給を図るため、採種園の整備等を実施	採種園整備 1.15ha	0.30ha	0.69ha	0.16ha	—	1.15ha	100.0%
高性能林業機械のレンタル経費に対する補助	レンタル助成 延べ月数 440か月分	58か月分	53か月分	77か月分	110か月分	298か月分	67.7%
人工林における航空レーザー測量による森林情報の整備を実施	航空レーザー 測量 10市町 79,000ha	1町 7,163ha	5市 19,761ha	5市町 29,492ha	5市 24,000ha	10市町 80,416ha	101.8%
民間施設等の木造化・木質化に対する補助	木造化・ 木質化 23施設	7施設	8施設	1施設	10施設	26施設	113.0%
先導的な木造住宅に対する補助	戸数 40戸	8戸	10戸	10戸	10戸	38戸	95.0%
② 県土・生活環境の保全	約13億円	約2.4億円	約2.8億円	約2.9億円	約3.2億円	約11.2億円	86.0%
地形等の自然条件が林業経営に適さない人工林の広葉樹林化 に対し補助	植栽面積 40ha	0.0ha	10.3ha	8.1ha	13.0ha	31.4ha	78.5%
海岸防災林の機能強化を図るため、広葉樹の植栽や松くい虫予 防のための薬剤散布を実施	植栽面積 72ha	16.1ha	10.7ha	14.3ha	18.0ha	59.1ha	82.1%
県民生活に身近な平地林・里山林の整備に対する補助	整備面積 400ha	86.2ha	88.1ha	94.7ha	115.0ha	384.0ha	96.0%
③ 森林に対する県民意識の醸成	約3億円	約0.5億円	約0.4億円	約0.5億円	約0.9億円	約2.2億円	72.2%
森林・林業体験学習	参加人数 50,000人	10,773人	10,325人	2,660人	12,500人	36,258人	72.5%
普及啓発活動の実施	パンフレット作成、「ひばり」掲載 PRイベント、市町村PRの支援	パンフレット作成、「ひばり」掲載、PRイベン ト、市町村PRの支援	パンフレット作成、「ひばり」掲載、PRイベン ト、市町村PRの支援	パンフレット作成、「ひばり」掲載、PR映像 作成、PRイベント	パンフレット作成、「ひばり」掲載、PR映像 作成、PRイベント	パンフレット作成、「ひばり」掲載、PR映像 作成、PRイベント、 市町村PRの支援	—
森林づくりなどの活動を行う団体に対する補助	助成団体数 80団体	20団体	20団体	20団体	20団体	80団体	100.0%
筑波山ブナ林保護対策	ロープ柵 設置延長 540m	76.3m	116.7m	174.2m	174.0m	541.2m	100.2%
第46回全国育樹祭の開催準備	全国育樹祭の会場整備、 開催に向けた準備	—	—	全国育樹祭の開 催準備	全国育樹祭の開 催準備	—	—
合 計	約38億円	約7.5億円	約7.4億円	約9.1億円	約11.9億円	約36.1億円	94.9%

※千万円未満 四捨五入のため、総額と内訳の合計が一致しないことがある。

※R3計画には、R2年度からの繰越分を含む。

主な取組の実績見込み

1 森林の保全・整備(H20～R3年度)

14年間の森林湖沼環境税充当額※：120.3億円

県ではこれまで、森林湖沼環境税を活用し、荒廃した森林の間伐や、経営規模の拡大に取り組む林業経営体による森林整備、県産木材の利用促進のほか、平地林・里山林の整備や森林環境教育など、森林の保全・整備のための取組を推進してきました。

1 自立した林業経営による適切な森林管理と木材利用の推進 (税充当額 79.4億円)

森林整備の推進

(1) 集約化した人工林における森林整備(H30～R3)

- 事業内容
林業経営体が実施する再造林や間伐等の森林整備に対する支援
- 事業主体 林業経営体
- 事業費 22.0億円
(うち税充当額14.5億円)
- 事業実績 再造林面積：320ha
間伐面積：3,000ha

(2) 公益的機能回復のための森林整備(H20～H29)

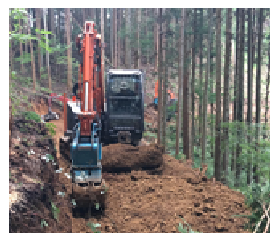
- 事業内容
荒廃が進んだ森林の緊急間伐
- 事業主体 林業経営体、市町村
- 事業費 56.0億円
(うち税充当額41.5億円)
- 事業実績 間伐面積：12,733ha



皆伐後の再造林

高性能林業機械の活用促進

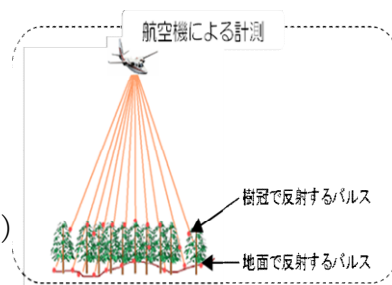
- 事業内容
高性能林業機械のレンタル経費に対する支援
- 事業主体 林業経営体
- 事業費 2.2億円 (うち税充当額1.7億円)
- 事業実績 助成月数：延べ1,200か月分



機械化による伐採作業

森林情報の整備

- 事業内容
航空レーザー測量による森林資源情報等の整備
- 事業主体 県
- 事業費 3.1億円
(全額税充当)
- 事業実績 10市町のスギ・ヒノキ人工林：80,000ha



県産木材の利用推進

- 事業内容
公共施設や民間施設の木造化・木質化等に対する支援、県産木材を活用した木造住宅の建築に対する支援
- 事業主体
市町村、民間施設を整備する法人
茨城県木材協同組合連合会
- 事業費 20.1億円 (うち税充当額15.8億円)
- 事業実績
公共施設等：97施設
住宅：2,600戸



建築物の木造化

※ 充当額は、寄附金等を含んだ基金額

2 県土・生活環境の保全 (税充当額 34.4億円)

海岸防災林の保全

- 事業内容
松くい虫被害予防のための薬剤散布、被害木処理、広葉樹植栽
- 事業主体
県
- 事業費 10.7億円
(全額税充当)
- 事業実績
植栽：150ha



海岸防災林での植栽

平地林・里山林整備の推進

- 事業内容
地域住民の提案に基づく平地林・里山林の整備に対する支援
- 事業主体
市町村
- 事業費 23.5億円 (全額税充当)
- 事業実績
整備面積：2,000ha



手入れされた平地林

3 県民意識の醸成 (税充当額 6.5億円)

森林環境教育の推進

- 事業内容
森林・林業体験学習の実施
- 事業主体
県
- 事業費 3.7億円 (全額税充当)
- 事業実績
参加人数：87,000人



森林・林業体験学習

普及啓発

- 事業内容
森林の重要性や森林湖沼環境税の意義を周知する普及啓発活動の実施、森林ボランティア団体等に対する支援
- 事業主体
県、ボランティア団体等
- 事業費 2.2億円 (全額税充当)
- 事業実績
 - ①イベント実施
県広報紙「ひばり」掲載、パンフレット作成など
 - ②助成団体数320団体



ショッピングモールでの啓発活動

成果

○森林を整備することにより、空気中から243,000炭素トンを回収

⇒ 平均的な家庭が1年間に排出する炭素量の約182,000世帯分に相当

※炭素トン...炭素の重さを表す単位のこと

○森林整備による効果(公益的機能の観点から金額換算) ⇒ 約297億円に相当

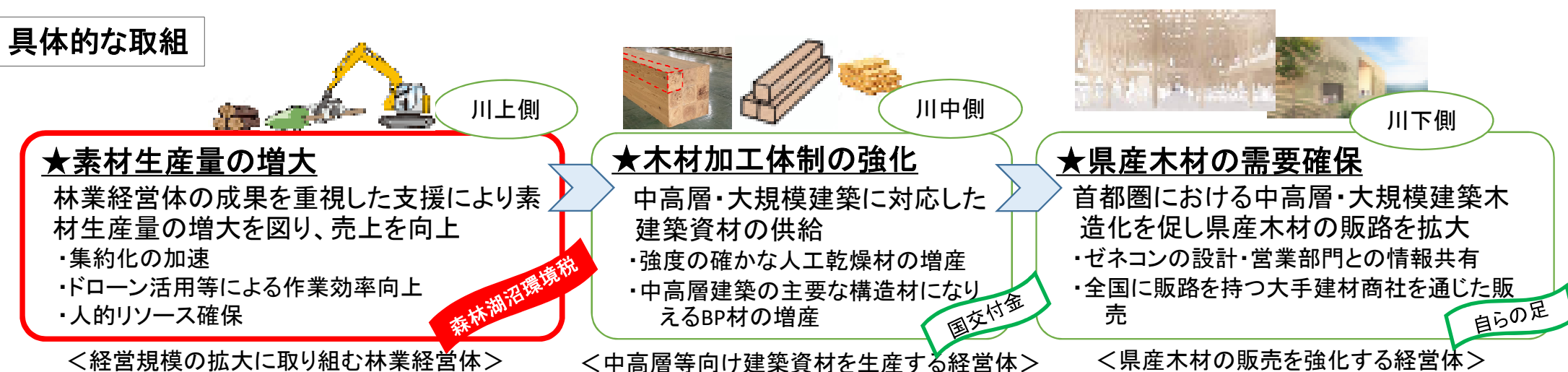
○自立した林業経営を実現するための経営規模拡大に向けて、約1万haの森林を集約化

林業の成長産業化に向けた森林・林業に係る施策の方向

林業経営の規模拡大 と 県産木材サプライチェーンの構築

川下側の需要確保(販路開拓)と併せて、川下側が必要とする木材を安定供給できるよう、経営規模の拡大による素材生産量の増大と川上・川中側の連携による木材流通の円滑化に取り組み、森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化を図る。

具体的な取組



期待される成果

■ 川上側(茨城の森)から川下側(都市の森)まで県産木材をシームレスにつなぐ

➡経営規模の拡大により売上高4億円超の林業経営体を実現

➡茨城県から県内外へ販路を拡大し、県産木材を活用した中高層建築を実現

➡林業・木材産業の活性化による県北振興の推進

林業の成長産業化に向けた森林・林業に係る施策の方向 (森林湖沼環境税活用の考え方)

- 第3期(2018～2021年度)では経営規模の拡大に取り組む林業経営体が行う施業の集約化を支援しており、林業経営体による集約化面積は、取組3年目(2020年度末)では1万ヘクタールに達する見込み。また、川下対策として県産木材の販路拡大に取り組み始めたところ。
- 引き続き、森林経営の集約化や効率化による素材生産量の増大を図り、林業経営の自立化を進めるとともに、県産木材の利用推進にも取り組む。これにより、事業活動として管理される森林の拡大と森林資源の循環利用を進め、より低廉なコストで森林の公益的機能を発揮。

2018年度時点	→	【2020年度末】	→	目指すべき姿
集約化面積 : 6,622ha		10,297ha		30,000ha
売上高4億円 : 0経営体				10経営体

現在の主な取組

- **自立した林業経営による適切な森林管理と木材利用の推進**
 - ・集約化のための森林情報の整備
 - ・再造林などの森林整備
 - ・公共施設や民間施設における木造化・木質化
- **県土・生活環境の保全**
 - ・海岸防災林の保全
 - ・生活環境保全のための森林整備
 - ・条件不利地における広葉樹林化
- **森林に対する県民意識の醸成**
 - ・森林・林業の体験学習の実施等

主な課題

- ① **林業経営の自立化**
 - ⇒集約化は進んでいるものの道半ば
 - ⇒事業量の増加に備えた経営基盤強化
- ② **県産木材の利用**
 - ⇒新設住宅着工戸数の減少に伴う木材需要の減少予測
 - ⇒増加が見込まれる素材生産量に応じた県産木材の需要創造
- ③ **県土・生活環境の保全**
 - ⇒津波などに対し減災効果が期待される海岸防災林の機能強化
 - ⇒平地林の利活用が停滞し森林が荒廃

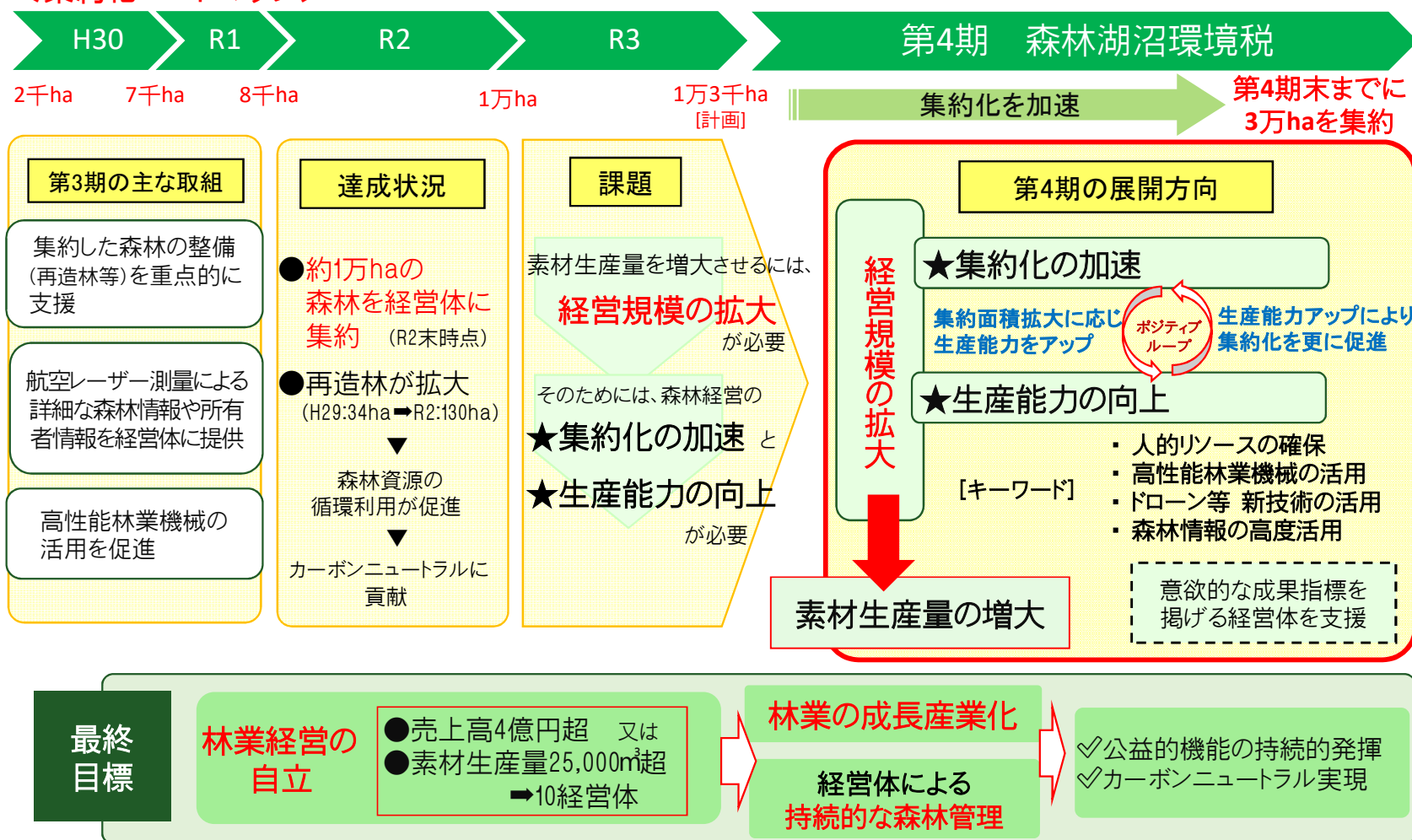
第4期に必要な主な取組

- **林業経営の自立化の推進**
 - ・森林経営の集約化
 - ・再造林などの森林整備
 - ・施業効率化のための新技術活用
 - ・地域のトップランナー経営体の育成
- **県産木材の利用推進**
 - ・大規模建築物等の木造化
- **県土・生活環境保全の推進**
 - ・海岸防災林における松くい虫被害対策
 - ・全国育樹祭の開催等
 - ※平地林整備は、国税を活用（次頁参照）

林業の成長産業化に向けた第4期森林湖沼環境税による取組

【次期森林湖沼環境税の方向】 素材生産量の増大に向けた経営規模の拡大

<集約化ロードマップ>



国の森林環境税と森林環境譲与税の概要

1 趣旨

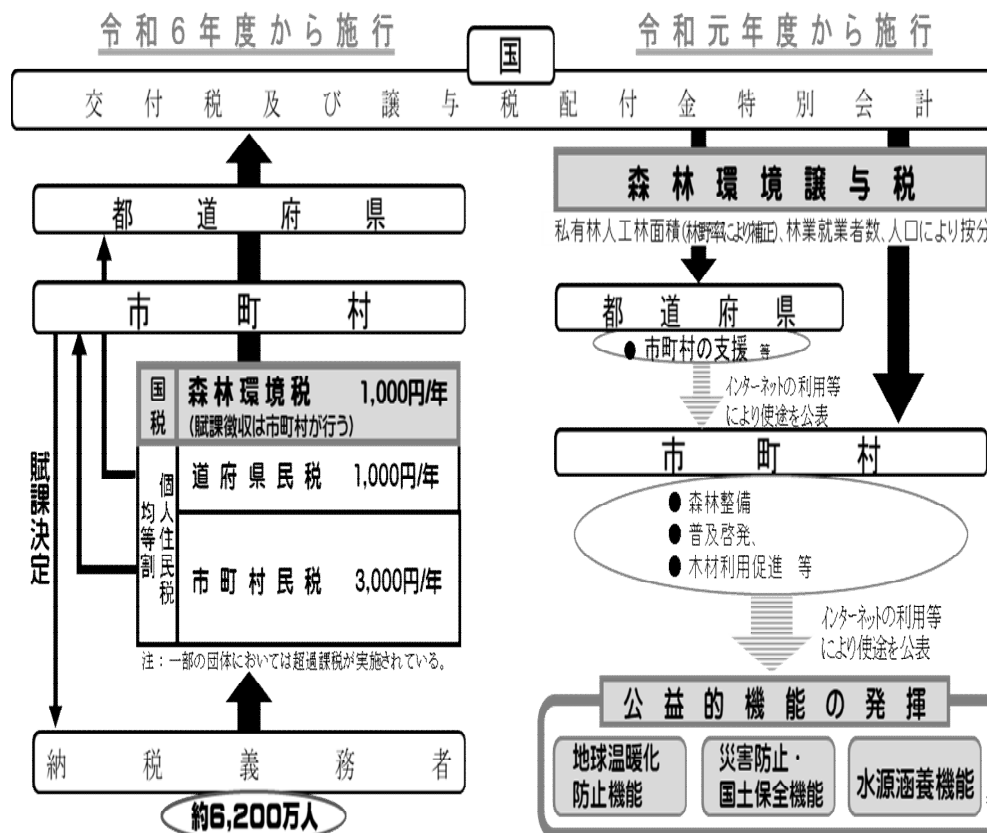
- パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設。

2 森林環境税(国税)

- (1) 納税義務者等：国内に住所を有する個人
(住民税均等割の納税義務者)
- (2) 税率：1,000 円（年額）
- (3) 賦課徴収：市町村が個人住民税と併せて徴収
- (4) 課税開始時期：令和 6 年度

3 森林環境譲与税

- (1) 譲与開始：令和元年度
- (2) 譲与基準：
 - 市町村……総額の9割を、私有林人工林面積(5/10)、林業就業者数(2/10)、人口(3/10)で按分
 - 都道府県…総額の1割を、市町村と同様の基準で按分
- (3) 使 途：
 - 市町村……森林整備、普及啓発、木材利用等
 - 都道府県…森林整備等を実施する市町村への支援
- (4) 譲与額：
 - 令和元年度 県内市町村：約 2 億円、茨城県：約6千万円
 - 令和 2 年度 県内市町村：約 5 億円、茨城県：約9千万円



出典：林野庁資料を一部改変

森林湖沼環境税活用事業の第1～2期10年（H20～H29）計画に対する実績

【湖沼・河川の水質保全】

（金額は税充当額）

事業内容	計画	実績	達成率
① 生活排水などの汚濁負荷量の削減（点源対策）	約49億円	約47.3億円	
高度処理型浄化槽の設置促進	11,959基	12,108基	101.2%
単独処理浄化槽からの転換の促進	6,590基	5,362基	81.4%
下水道接続促進	11,460件	6,894件	60.2%
農業集落排水施設接続促進	2,955件	1,618件	54.8%
工場・事業場への立入検査の実施	5,784事業所	5,565事業所	96.2%
良質堆肥の広域流通，農外利用の促進	畜産農家と耕種農家のマッチングほか	畜産農家と耕種農家のマッチングほか	—
② 農地からの流出水への対策（面源対策）	約19億円	約5.8億円	
農業排水循環かんがい施設の整備等	49箇所	51箇所	104.1%
レンコン等の効率的施肥技術の開発	技術開発	技術開発	—
③ 県民参加による水質保全活動の推進（県民意識の醸成）	約5億円	約7.7億円	
市民団体に対する活動費の補助等	225団体	210団体	93.3%
霞ヶ浦湖上体験スクール	87,700人	84,793人	96.7%
世界湖沼会議開催準備等	開催準備等	開催準備等	—
ヨシ帯の保全活動支援	国・市町村と連携した県民運動の推進	国・市町村と連携した県民運動の推進	—
④ 水辺環境保全（湖水・河川対策）	約7億円	約14.1億円	
未利用魚の回収による魚体を通じた窒素・りん回収	1,460トン	1,379トン	94.5%
水質浄化に向けた調査研究等	調査研究	調査研究	—
浄化施設設置によるりん削減・実証試験	維持管理・検証	維持管理・検証	—
霞ヶ浦・北浦アオコ対策	アオコ抑制装置の設置・アオコ回収等	アオコ抑制装置の設置・アオコ回収等	—
千波湖アオコ対策	アオコ抑制装置の設置	アオコ抑制装置の設置	—
合 計	約80億円	約75.1億円	

森林湖沼環境税活用事業の第3期計画に対する実績

【湖沼・河川の水質保全】

(金額は税充当額)

事業内容	第3期計画 H30～R3 ①	実績			計画	H30～R3 ②	第3期の 進捗率 ②/①
		H30	R1	R2	R3		
① 生活排水等対策	約21億円	約5.6億円	約6.1億円	約7.3億円	約9.5億円	約28.5億円	
高度処理型浄化槽の設置促進	補助基数 4,854基	1,276基	1,210基	882基	896基	4,264基	87.8%
下水道・農業集落排水施設接続促進	補助件数 8,488戸	1,063戸	1,006戸	1,155戸	2,458戸	5,682戸	66.9%
工場・事業場への立入検査の実施	立入検査数 4,400件	1,212件	1,001件	975件	1,100件	4,288件	97.5%
農業集落排水処理施設からのりん除去促進	補助施設数 36施設	35施設	36施設	36施設	—	36施設	100.0%
② 農地・畜産対策	約3億円	約0.6億円	約0.5億円	約0.7億円	約0.7億円	約2.5億円	
レンコン等の効率的施肥技術の開発	技術開発	技術確立に向けた確認・調査	技術確立に向けた確認・調査	技術確立に向けた確認・調査	技術確立に向けた確認・調査	—	—
良質堆肥の広域流通促進	堆肥利用実証ほ面積 240ha	60ha	65.6ha	34.1ha	60ha	219.7ha	91.5%
家畜排せつ物の農外利用促進	整備箇所数 10か所	2か所	1か所	3か所	2か所	8か所	80.0%
土地改良施設を活用した水質保全対策への支援	取組地区数 3地区	1地区	2地区	3地区	2地区	3地区	100.0%
③ 県民意識の醸成	約4億円	約2.2億円	約0.8億円	約0.5億円	約0.7億円	約4.2億円	
霞ヶ浦湖上体験スクール	参加人数 38,400人	9,585人	9,425人	3,379人	9,600人	31,989人	83.3%
市民団体に対する活動費の補助等	助成団体数 約120団体	28団体	27団体	12団体	30団体	97団体	80.8%
ヨシ帯の保全活動支援	国・市町村と連携した 県民運動の推進	1地域協議会 7活動団体	1地域協議会 7活動団体	1地域協議会 6活動団体	1地域協議会 6活動団体	—	—
④ 水辺環境の保全	約6億円	約3.6億円	約1.7億円	約1.2億円	約1.4億円	約8.0億円	
未利用魚の回収による窒素・りんの除去	回収量 1,480トン	354トン	292トン	366トン	370トン	1,382トン	93.4%
アオコ対策	抑制等	抑制等	抑制等	抑制等	抑制等	—	—
浄化施設設置による実証試験	維持管理・検証	維持管理・検証	維持管理・検証	維持管理・検証	装置撤去	—	—
水質浄化に向けた調査研究	調査研究	調査研究	調査研究	調査研究	調査研究	—	—
合 計	約34億円	約12.0億円	約9.1億円	約9.7億円	約12.4億円	約43.1億円	

※千万円未満 四捨五入のため、総額と内訳の合計が一致しないことがある。

県ではこれまで、森林湖沼環境税を活用し、高度処理型浄化槽の設置補助等の生活排水対策や、条例改正による小規模事業所の排水規制強化に加え、農地・畜産対策、県民意識の醸成、水辺環境の保全など、水環境保全のための取組みを推進してきました。

1 生活排水等対策 (税充当額 約75.8億円)

高度処理型浄化槽の設置補助

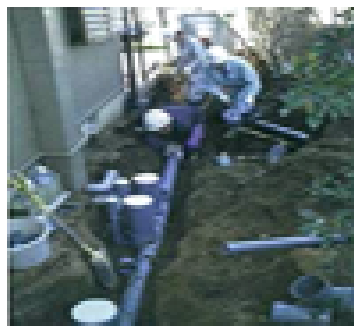
- 事業内容
 - ①高度処理型浄化槽の設置費用の上乗せ補助を実施（霞ヶ浦、涸沼、牛久沼、千波湖流域が対象）
 - ②単独処理浄化槽の撤去費用を補助し、合併処理浄化槽への転換を促進（全県対象）
- 事業主体
市町村
- 事業費
57.1億円(全額税充当)
- 事業実績
 - ①高度処理型浄化槽の設置
16,372基
 - ②単独処理浄化槽の撤去
8,437基



高度処理型浄化槽の設置

下水道・農業集落排水施設への接続補助

- 事業内容
 - ・下水道・農業集落排水施設の整備済み地域において、未接続世帯を解消するために市町村が行う接続支援に対して補助
- 事業主体
市町村
- 事業費
9.8億円(全額税充当)
- 事業実績
 - 下水道への接続 11,875件
 - 農業集落排水施設への接続 2,319件



下水道接続工事

工場・事業場への立入検査の実施

- 事業内容
 - ・工場・事業場の排水基準の遵守徹底等のため、水質保全相談指導員を配置し、工場・事業場の立入検査等を実施
 - ・平成31年3月に茨城県霞ヶ浦水質保全条例等を改正（令和3年4月施行）したことを踏まえ、小規模事業所への立入検査を強化し、排水基準の遵守を指導
- 事業主体
県
- 事業費
4.8億円(全額税充当)
- 事業実績
立入検査数 9,853件



立入検査の実施

2 農地・畜産対策 (税充当額 約8.4億円)

良質堆肥の広域流通促進

- 事業内容
畜産系負荷削減のため、霞ヶ浦流域内で生産された堆肥を流域外へ流通する取組に対して補助
- 事業主体
(公社)茨城県畜産協会
- 事業費
1.1億円(全額税充当)
- 事業実績
実証ほにおける堆肥活用456.7ha

家畜排せつ物処理施設等の整備補助

- 事業内容
家畜排せつ物からの負荷削減のための機械導入等への補助
- 事業主体
農業者団体等
- 事業費
3.2億円(うち税充当額2.4億円、H20-24実施分の事業費含む)
- 事業実績
家畜排せつ物処理施設等整備数60箇所(うちH20-24実施分の事業52箇所分含む)

3 県民意識の醸成 (税充当額 約11.8億円)

霞ヶ浦湖上体験スクールの実施

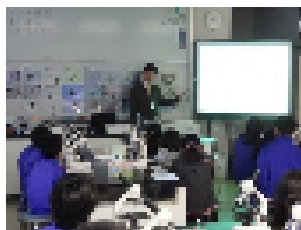
- 事業内容
子どもの頃から水辺環境に親しみ水環境保全の重要性を学ぶため、湖上体験スクールを実施（全県対象）
- 事業主体
県
- 事業費
6.7億円（うち税充当額6.6億円）
- 事業実績
参加人数 116,782人



湖上体験スクール

市民団体に対する活動費の補助

- 事業内容
市民活動を促進するため、環境保全活動や環境学習に必要な活動機材の無料貸出し及び市民団体への活動費補助を実施（全県対象）
- 事業主体
県
- 事業費
1.5億円（うち税充当額1.5億円）
- 事業実績
市民団体等への活動費の補助等 307団体



環境学習の実施

4 水辺環境の保全 (税充当額 約22.1億円)

未利用魚の回収による窒素・リンの除去

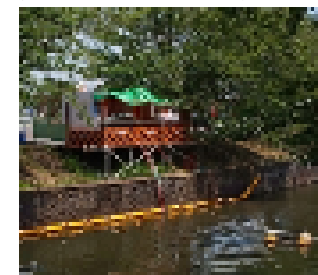
- 事業内容
未利用魚の回収委託（魚体を通じた窒素・リン回収）
- 事業主体
県
- 事業費
1.0億円（全額税充当）
- 事業実績
未利用魚回収量 2,761 t



未利用魚の回収

霞ヶ浦流入河川等におけるアオコ対策の実施

- 事業内容
アオコ抑制装置の設置（新川 土浦税務署前）等による、アオコ被害防止対策の実施
- 事業主体
県
- 事業費
1.5億円（全額税充当）
- 事業実績
アオコ抑制装置を設置



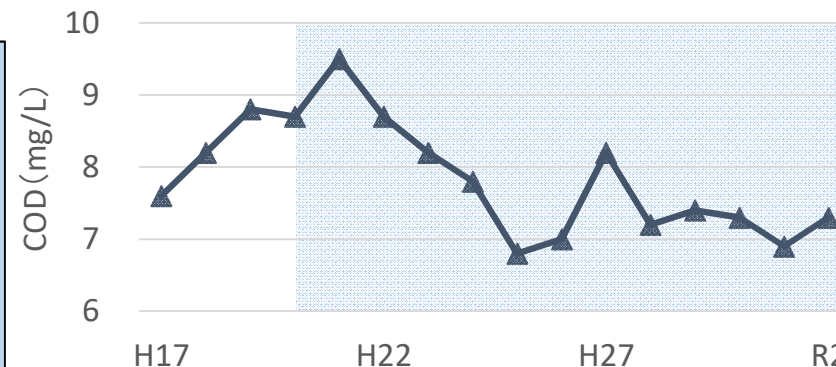
アオコ抑制装置（土浦市）

成果

- 水質保全対策の実施により、COD流入負荷を約768トン削減
⇒平均的な家庭約110,000世帯が1年間に排出する量に相当
- 全窒素の流入負荷は約517トン、全りんは約55トン削減
- 霞ヶ浦のCODが、税導入前の約9mg/L(H19)から、約7mg/L(R2)に低減

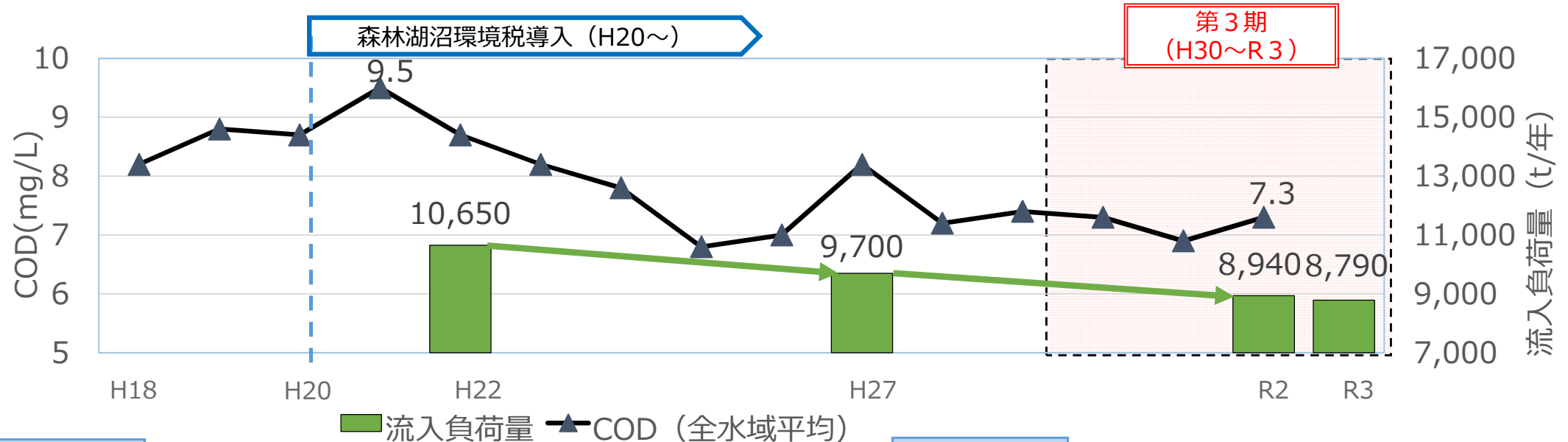
※COD…化学的酸素要求量。水質汚濁の原因となる水中の有機物の量を示す

霞ヶ浦の水質状況(COD)



森林湖沼環境税活用事業（湖沼・河川分）の実績と成果

＜霞ヶ浦のCODの推移＞



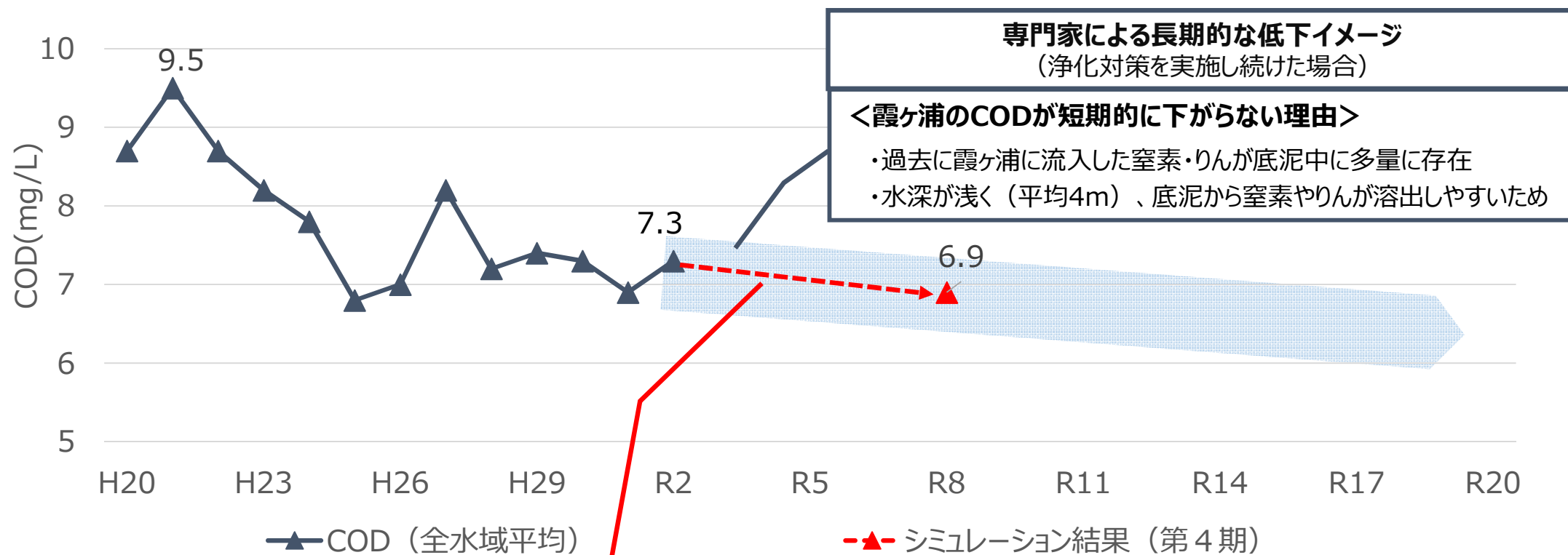
実績

- H20年度以降、森林湖沼環境税により、高度処理型浄化槽の設置補助等の生活排水対策や、条例改正による小規模事業所の排水対策、農地・畜産対策、さらには、湖上体験学習などの啓発活動等、幅広い対策を実施
- 第3期（H30～R3）は、次の事業について重点的に取り組む
 - ・北浦における高度処理型浄化槽の重点的な支援
 - ・下水道接続支援の強化
 - ・霞ヶ浦水質保全条例の改正による小規模事業の排水規制強化
 - ・北浦流域の全畜産農家に立入検査・指導
 - ・レンコン田における負荷低減栽培技術の開発

成果

- 税導入後の13年間でCOD流入負荷を690t削減※
※平均的な家庭98,700世帯が1年間に排出する量に相当
- 税導入前の霞ヶ浦のCODが約9mg/L（H19）であったものが、約7mg/L（R2）に低減
- しかし、近年は横ばいで推移

霞ヶ浦のCODの長期的な見通しと主な第4期税活用事業（案）



I 主な第4期税活用事業（案）※霞ヶ浦は浄化効果の高い事業に重点化

① 生活排水対策：事業規模縮小

- ・高度処理型浄化槽の設置補助は浄化能力が高いNP型のみに限定
- ・高度処理型浄化槽への転換、下水道等への接続支援世帯数を縮小

② 小規模事業所対策：事業規模拡充

- ・霞ヶ浦流域内のコンビニ等（対象約1,800件）をR4年度全件指導

③ 畜産対策：事業規模縮小

④ その他の事業：大幅見直し

II 主な第4期税活用事業（案）※霞ヶ浦以外の湖沼（涸沼等）への拡充

① 生活排水対策：事業範囲拡大

- ・涸沼、牛久沼流域へのNP型補助強化
- ・宅内配管工事費の補助拡大（霞ヶ浦流域→県内全域）

③ 畜産対策：事業範囲拡大

- ・涸沼流域を新たに対象に追加

森林湖沼環境税に関する県民アンケート調査結果について

- ・個人の約6割、法人の約7割が、森林及び湖沼・河川の保全について「成果が出ている」または「どちらかといえば成果が出ている」と回答
- ・個人の約8割、法人の約9割が、森林湖沼環境税の仕組み（税額等）や税を活用した取組みについて「賛同する」または「どちらかといえば賛同する」と回答

1 調査概要

【個人】実施時期	令和3年6月25日（金）～7月8日（木）
実施方法	いばらきネットモニター制度により実施
実施対象	モニター登録者のうち県内在住者
回収結果	481名（回答率67.6%）
【法人】実施時期	令和3年6月25日（金）～7月8日（木）
実施方法	県HP内のアンケートフォームにて回答
実施対象	県内企業・団体
回収結果	132社・団体

2 調査結果（主な回答と回答率）

	個人	法人
問1 「森林湖沼環境税」の認知度		
・「森林湖沼環境税」について、少なくとも名称を知っている	43.7%	60.6%
問2 森林の重要な役割		
・「山崩れや洪水などの災害を防止する」（個人・法人とも最多）	87.1%	90.2%
問3 湖沼・河川の重要な役割		
・「水道用水や工業用水、農業用水などの水資源を安定的に確保する」（個人・法人とも最多）	87.3%	91.7%
問4 森林の保全のために必要な取組み		
・「間伐や再造林（植栽）などの森林整備の促進によるCO ₂ 固定等の森林の機能向上」（個人・法人とも最多）	84.6%	87.9%
問5 湖沼・河川の保全のために必要な取組み		
・「下水道への接続や、高度処理型浄化槽の設置などによる、生活排水の適正な処理」（個人・法人とも最多）	87.7%	82.6%
問6 森林の保全の実績についての評価		
・「成果が出ている」または「どちらかといえば成果が出ている」	57.0%	67.4%
問7 湖沼・河川の保全の実績についての評価		
・「成果が出ている」または「どちらかといえば成果が出ている」	62.2%	73.5%
問8 「森林湖沼環境税」の仕組み等への考え方		
・「賛同する」または「どちらかといえば賛同する」	78.4%	92.4%

森林湖沼環境税に関する有識者からの意見について

森林の整備・保全に関する有識者からの意見

【筑波大学 中川准教授】

- 小規模な森林所有者は、自らの森林を整備したくてもできない状況であり、放置されてしまう森林が増えている。規模の大きな事業者や森林組合が、個人の森林を集約して整備を進めるべき。
- 都市住民は山地の森林でどんな問題がおきているのか関心が薄い。大人だけでなく、将来を担う小中学生にも問題意識を持ってもらうことが重要。
- 森林を健全な姿で将来につないでいくことは、森林の恩恵を受ける全ての県民にとって大きな課題。森林湖沼環境税を財源とした様々な施策を通じて、森林の保全・整備に取り組んでいることは、大変重要であり評価できる。

【茨城県森林組合連合会 川野代表理事会長】

- 森林湖沼環境税による再生林の推進により、森林の若返り、資源の循環利用の動きが目覚ましく拡大している。この動きを一層進め、素材生産量や経営体の売上の拡大を実現し、森林所有者の経営意欲の喚起にも繋げる必要がある。

湖沼・河川の保全に関する有識者からの意見

【筑波大学 内海教授】

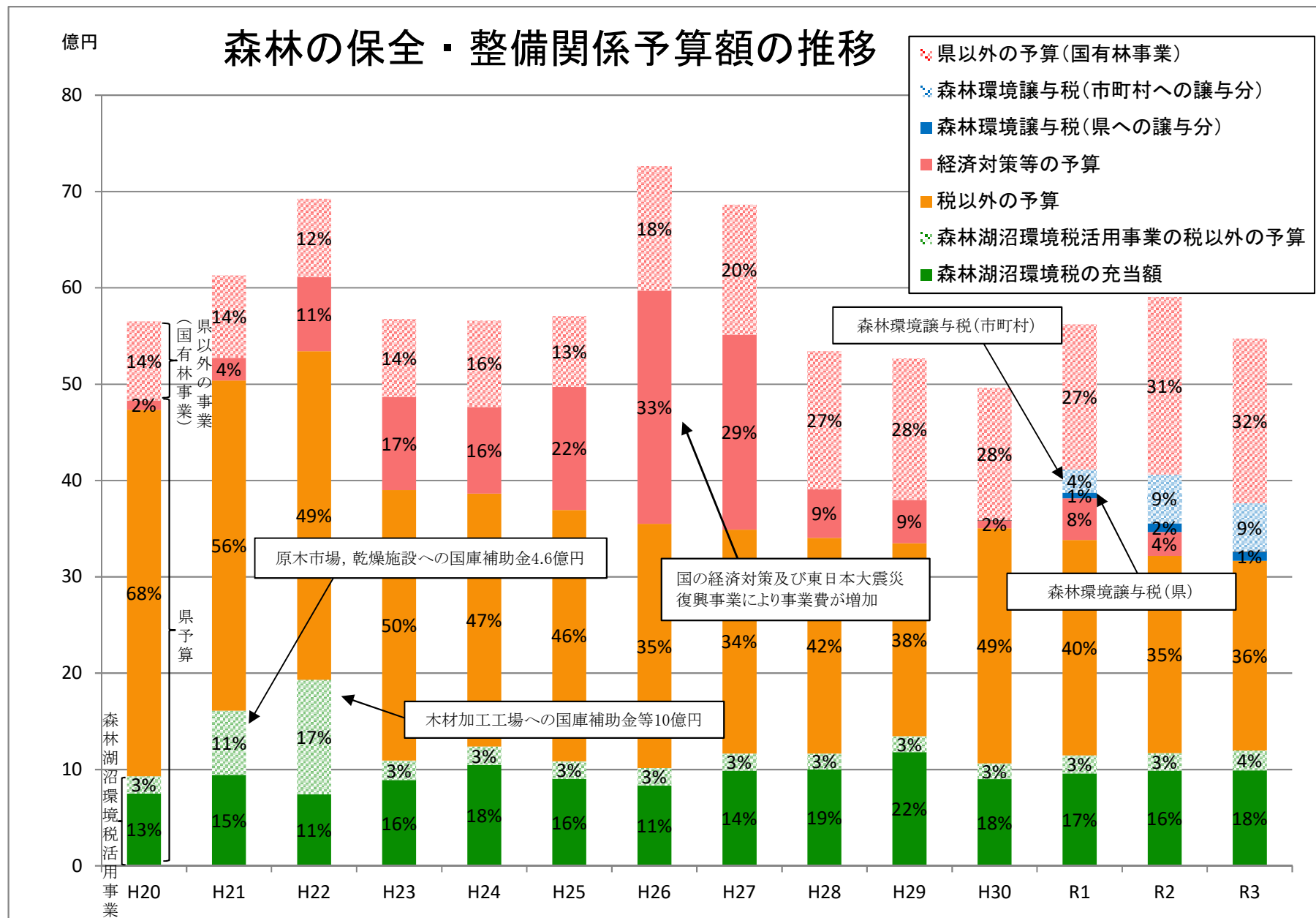
- 森林湖沼環境税は、湖沼の水質浄化に特化して活用できる優れた財源であり、県独自に長期・短期の計画を立てて対策を実施していくことが可能となるため、当税の継続に賛成である。
- 河畔林やその上流の森林への対策は、湖や、その流入河川の水質にもつながる。全体の環境が良くなることで、県全体の魅力も向上すると思われる。
- 霞ヶ浦の COD を 6~7mg/L で安定的に管理しておけば首都圏で水不足になったときに、最後の水瓶として機能するので重要度は高いと考える。

【筑波大学 辻村教授】

- 農業の窒素負荷を削減しなければ、水質浄化にはつながらないため、農地対策にも森林湖沼環境税を投入すべき。
- 次のステップに行くためには、地域毎に必要な対策や成功例を分析し、施策を考えた方が、効果が上がる。
- 水源地である上流の森林域における取組は、中流、下流の水保全にも重要である。流域全体の水循環・物質循環を保全するためにも、森林湖沼環境税は重要であると思量する。

税制と各計画の策定等の時期

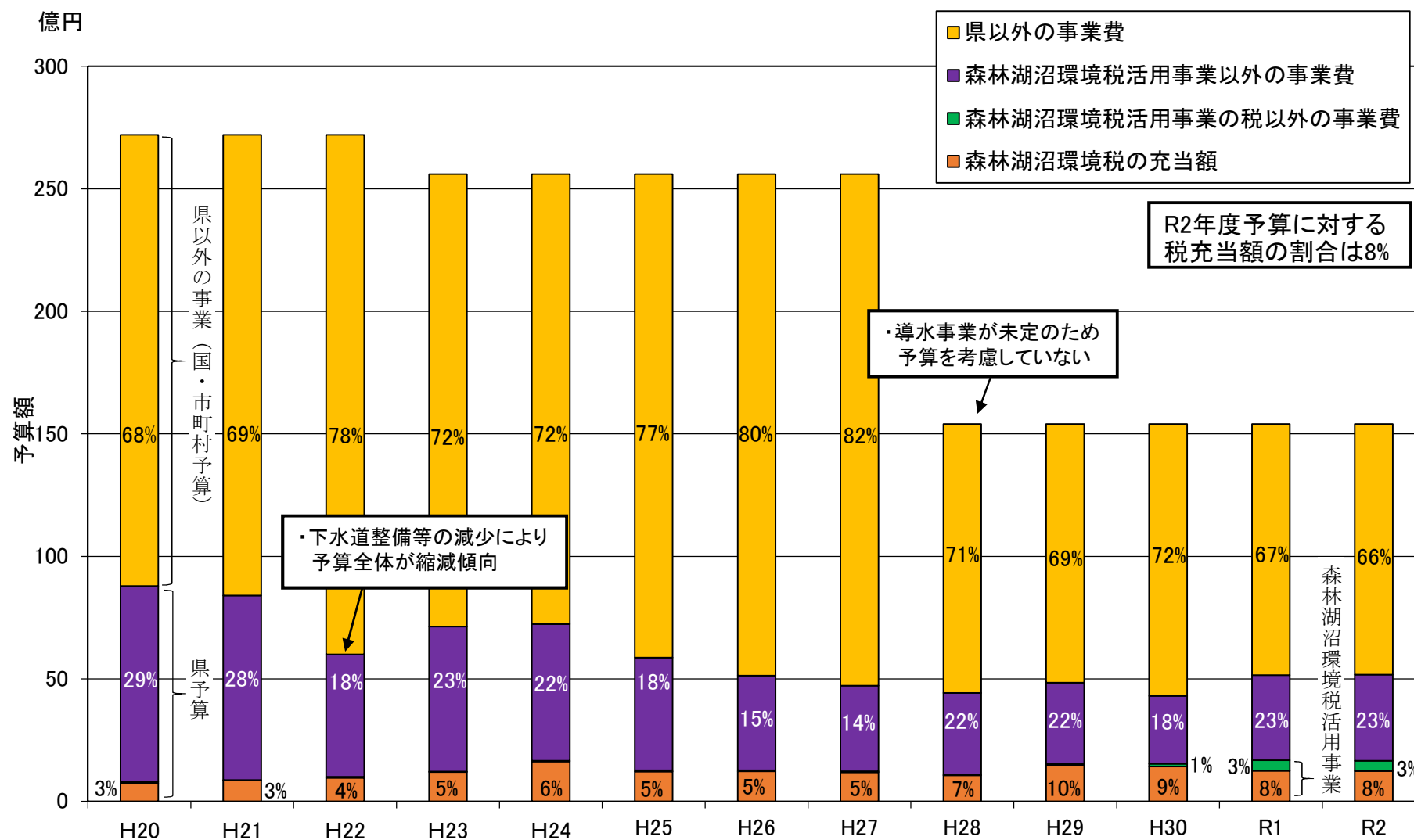
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
税制の更新	あり方を検討		第4期				あり方を検討	
霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画		策定	第8期計画				策定	第9期
森林・林業基本計画		R3.6.15閣議決定	計画				見直し	



茨城県の森林・林業の主要指標

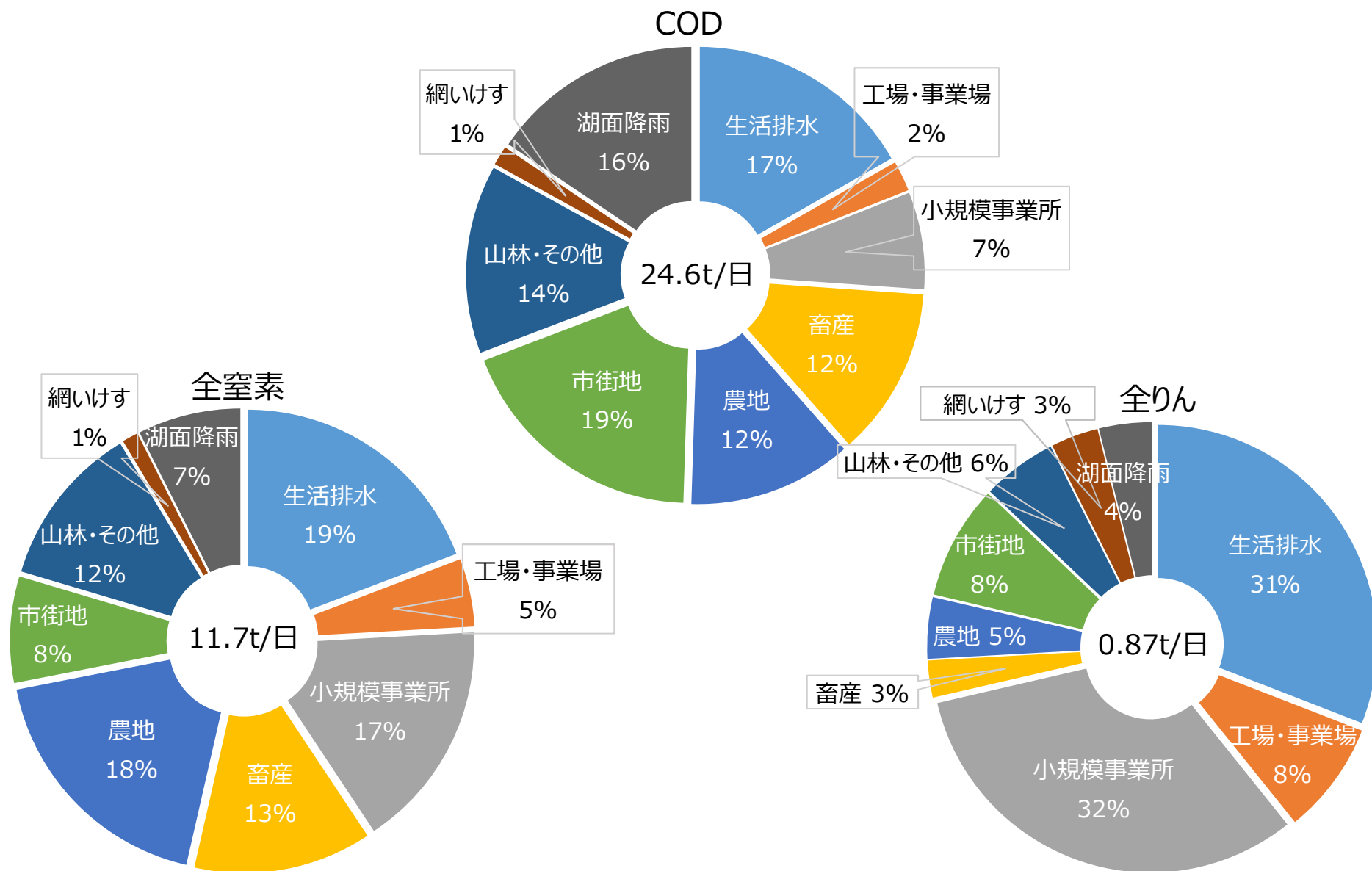
項 目		単位	茨城県	全国	茨城県 シェア	本県の 地位	備 考
森 林 面 積		千ha	189	25,048	0.7	39	茨城県分は令和3年4月1日現在, 林政課資料 全国値, 本県のシェア, 地位は平成29年3月31日現在, 林野庁・森林資源の現況
国 有 林 面 積		千ha	45	7,659	0.6	21	同上
民 有 林 面 積		千ha	144	17,389	0.8	40	同上
民 有 林	人 工 林 面 積	千ha	78	7,916	1.0	38	同上
	人 工 林 率	%	54.1	45.5	/	17	同上 (民有林人工林面積÷民有林面積×100)
	人 工 林 蓄 積	千m³	23,484	2,795,379	0.8	38	同上
素 材 生 産 量		千m³	423	19,882	2.1	16	令和2年木材統計
林 業 産 出 額		千万円	703	45,492	1.6	22	令和元年林業産出額

霞ヶ浦水質保全関係予算額の推移



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、
合計値は必ずしも100とはならない。
※R3については集計中

霞ヶ浦に排出される汚濁負荷の割合（R2年度）※



※「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第8期)」(R3~R7)の策定時に算出したR2の現況値

霞ヶ浦等の概要

項目		単位	霞ヶ浦	涸沼	牛久沼
湖	平均水深	m	4	2.1	1
	湖面積	km ²	220	9.36	6.52
	湖容積	億m ³	8.5	0.2	0.0650
	平均滞留日数	日	約200日	約50日	約17日
	COD (R2)	mg/L	7.3	6.7	8.6
流域	流域面積	km ²	2,157	466	151
	流域人口	万人	93.5 (R2)	15.9 (R1)	13.1 (H28)
	生活排水処理率	%	81.4 (R2)	71.4 (R1)	89.5 (H28)
	豚	千頭	225 (R2)	89 (R1)	1.4 (H28)
	水田	km ²	394 (R2)	77 (R1)	19 (H28)
	畑	km ²	290 (R2)	106 (R1)	42 (H28)
	山林	km ²	388 (R2)	207 (R1)	49 (H28)
	市街地	km ²	349 (R2)	66 (R1)	35 (H28)

湖沼水質保全計画等

霞ヶ浦流域図



各府県における環境保全等を目的とした税制の状況

- 森林・水環境の保全を目的とした税制（超過課税）を実施している都道府県：37府県

- 37府県中、森林・水ともに対象としているのは、本県と岐阜県
※そのほか、神奈川県も水源保全対策に森林保全も対象

（参考）税収使途

- ①森林環境保全：37府県（導入全県）
- ②水環境保全：3県
- ③その他（都市緑化等）：5県

- 対象税目等

- ①個人県民税均等割：300～1,200円を上乗せ（37府県）
- ②法人県民税均等割：500～100,000円を上乗せ（34府県）

- 各府県の課税期間：4～5年間

※各府県の更新について

森林環境税(国税)及び森林環境譲与税が施行後の各府県の税制は、税率を変更せずに更新
（各県において国税と県税の使途を定めている）

更新：R1年度中

大阪府、島根県、山口県、愛媛県、鹿児島県

R2年度中

岩手県、宮城県、奈良県、大分県

税率		導入団体	
個人	法人	団体数	団体名
300円	—	2	神奈川（所得割にも0.025%課税）、大阪
400円	5% （1,000～4,000円含む）	1	静岡
500円	5%	18	石川、山梨、長野、愛知、和歌山、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、大分、宮崎、熊本、鹿児島
	・50億円以下 5%～7.5%相当 （1,000～40,500円） ・50億円超 10%～12.5%相当 （80,000～100,000円）	1	富山
	500円	1	高知
600円	—	1	京都
700円	7%	3	栃木、群馬、愛媛
800円	8%	1	秋田
	10%相当 （2,000～80,000円）	1	兵庫
	11%相当 （2,200～88,000円）	1	滋賀
1,000円	10%	6	岩手、山形、福島、茨城、岐阜、三重
1,200円	10%	1	宮城